**第２回大阪府子どもを性犯罪から守る条例改正検討懇話会（書面開催）（回答）**

**１　議題**

1. 刑法第182条「面会要求等の罪」のうち、同法第２項「面会要求の結果、わいせつの目的で会うこと」のみを条例第2条第２号「性犯罪の定義」に追加する是非について

　　意見あり…３名　　　　　　意見なし…２名

|  |
| --- |
| 意見の内容* 第182条第1項と第2項の関係は、法益侵害に対する危険性が、抽象的危険から具体的危険への発展段階に対応したものと考えられる。法定刑も第1項に比べて第2項の方が2倍になっており、これは第1項に比べて第2項の場合には行為者が被害児童に実際に対面していることから、その法益侵害の危険性がより高いという点が根拠になっていると判断できる。

第3項の「性交姿態等の映像送信要求罪」は、スマホ等のデジタル機器が未成年の間にも広く普及していることから行なわれる犯罪行為であり、対面非対面に関係なく行なわれうるが、第2項に比べて第3項の法定刑が2分の1である点を考慮すると、実際に対面して本項の行為が行なわれる場合には、刑法的な規範的評価は第2項によってカバーされており、両項はいわゆる法条競合の関係にあると思われる。以上のような点から、刑法182条第２項「面会罪」を条例第２条第２号で規定する「性犯罪の定義」にするとの結論は妥当と考える。* 条例は、性的な目的で現実に近づいてくる他者から子どもが「物理的な支配」を受けることを未然に防止することを目的としているものと考えられる（前文及び第１条）。物理的な距離があるところから面会を要求したり、映像を送信するよう要求したりしても、それ自体としては、「物理的な支配」は伴わない。また、「映像」取得は、経済的利得を目的としてなされることも多く、「わいせつ」目的とは犯罪としての性質が相当異なっている。危険性の程度も抽象的である。
* 第１項及び第３項について、直接面前で接触しなくても何らかの通信方法で、特定の児童に面会や撮影を強要し働きかける行為が含まれると思われることから、この２つの行為については除外してよいものか判断に苦しむ。犯罪行為者の視点からは、直会っていないから危険性が低く除外ということと、児童からの視点では直接会っていなくても何らかの手段で強要されていることは間違いないのでその心理的影響は大きく時にはトラウマとなることも想定され、除外していいものかどうか判断が難しい。条例の趣旨として、危険性の高いものを防止することがあるが、範囲をどうするかは難しいところだと思うが、あとは事務局に一任する。
 |

1. 「性的姿態撮影等処罰法」のうち、性的姿態等影像送信罪（同法第５条）を条例第2条第２号「性犯罪の定義」に追加しない是非について

意見なし…５名　　　　意見あり…０名

**２　開催結果**

　　　懇話会の総意として、議題１は、『刑法第182条「面会要求等の罪」のうち、同法第２項「面会要求の結果、わいせつの目的で会うこと」のみを条例第2条第２号「性犯罪の定義」に追加』、議題２は、『「性的姿態等影像送信罪（同法第５条）」を条例第2条第２号「性犯罪の定義」に追加しない。」』　こととする。